

西郷村の人口及世帯数
(51.7.1現在)

世帯数 2,672(+23)
人 口 11,794(+40)
男 5,849(+31)
女 5,945(+9)

()内は前月比

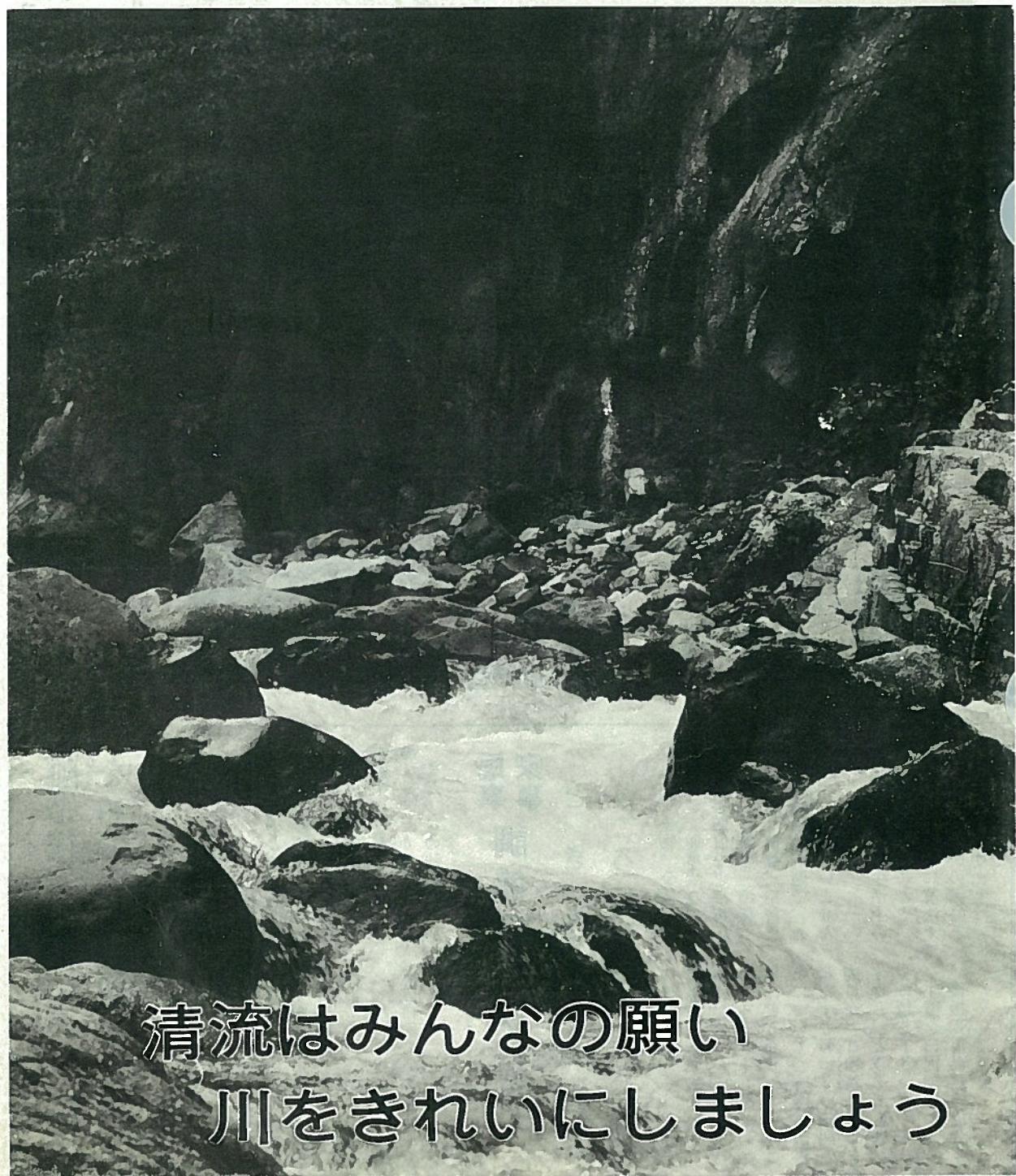


発行日 昭和51年8月1日発行

発行所
西郷村役場
(電話 02482)
白河(5)2121(代表)

編集発行
企画開発課

印刷所
ワタベ印刷所



住みよい村づくりは村民一人一人の手で

|| 大成功だつた村民総ぐるみ一斉清掃 ||

全国的に川に海にクリーン作戦が展開されていますが、西郷村でも六月二十日「村民総ぐるみ一斉清掃」が実施されました。

今回は阿武隈川、谷津田川、堀川、千歳川、真名子川などの主な河川と側溝の清掃を重点的に行ないました。特に当村の甲子山に源を発する阿武隈川は西郷村ばかり。

かりでなく、福島県の五市三十三町村にわたり、農業、工業、生活用水などに利用されています。

このため各種団体代表による「阿武隈川環境美化協会」が四十八年に結成され各地で阿武隈川をきれいにする運動が進められ、河川美化に努めています。

村内の川は十年ぐらい前までは、魚が住み、夏には泳ぐことも出来たのに、今ではゴミの不法投棄、生活排水などで汚染され、魚は上流に行かなれば見られず、遊泳は不可能な状態になつてしましました。

村ではこのような状態を住民総ぐるみで少しでも改善しようと、一世帯一人参加していだとき、炎天下にもかかわらず、午前中いっぱいまで払い、側溝のどぶさらいと汗を流し

までは、住民一人一人がゴミを捨てない、捨てる意識を持って始めて豊かな村づくり、住みよい村づくりにつながるのではないか。でしようか。

最後にゴミの収集、土砂捨場整理に車、ブルドーザー、バッカホーンなど、次の方々に御協力をいただきました。

菊地組・山本組・杉山建設・県南土建・西郷組・鈴木工務店(柏野)・鈴木工務店(南)・大東建設・佐久間組・舗水砂利㈱

● 幸せをくらしにはこぶ澄んだ川

● 住民の心をうつす澄んだ川



このほど、民法等の一部を改正する法律が成立し、六月十五日から施行されました。これによると、婚姻のとき氏を改めた人は、離婚しても離婚後三ヶ月以内に戸籍法の定める届出をすれば、婚姻中に称していた氏を称することができます。また、この法律施行前

三ヵ月以内(本年三月十五日以降)に離婚した人で既に婚姻前の氏にもどっている人も、本年九月十五日までに届出をすれば、婚姻中に称していた氏を再び称することができます。

くわしいことは、住民課戸籍係までお尋ねください。

民事家事調停の相談(無料)

と き.. 九月十日(午前十時より午後三時まで)

と こ ろ.. 白河市中央公民館

土地、建物、金銭の貸し借り、交通事故などによる損害賠償など民事上の問題や、離婚、婚縁、親子関係、扶養、相続などの家庭内の問題で、お困りの方はございません

では、調停を申立てるのは、調停を申請するにはどうしたらよいか、調停はどういうふうに行われるか、そしてその結果はどうなるかというごとにについて、実際に調停にたずさわっている調停委員が、ご相談に応じますから、どうぞご遠慮なくお越し下さい。

こういう日常生活上のいろいろの争いごとや、もめごとを円満に解決するため裁判所の調停という制度があります。

主催 白河調停協会
後援 福島調停協会
連合会



交通安全村民総参加運動
が七月十二日から三十一日
までの二十日間にわたり、
練り広げられました。
村内では最近悲惨な交通事故
が多発して、警察の取締りや交通安全施設の充実だけでは、これをくい止め
ることが困難な状況にあります。

白河警察署の調べによる
と、当村はこの半年間で死者六人、負傷者三十人。
交通違反で検挙されたものは無免許運転二十二人、速度違反百八十七人、飲酒運転四十一人、その他の違反を合わせると四百五十人をかぞえ、村民二十五・八人に一人の割合でなんらかの交通事故を犯しております。

そこで村では行政区長、交通安全協会分会長、安全指導員、交通指導員、交通婦人会と白河警察署などの協力を得て、あなたもわなしも交通指導員の標語のもとに村民総ぐるみ交通安全運動を展開しました。この期間中、交通安全部門に取締られる側

あなたもわたしも交通安全総参加運動実施!!

7月12日～7月31日まで

国土調査施行区域 みなさんへお願い

みんなさんの地区は、国土は法務局の登記簿や公団に

登記されて今まで以上に正

確なものとして、みなさん

の土地の権利保全や取引の

安全に役立ててあります。

ところが、国土調査が実

施されてから法務局の登記

簿や公団に登記されるまで

に、かなりの日時を要する

ため、その間に、国土調査

の成果にそわない土地の分

立することにしています。

割や合併などの登記がなされ、国土調査の成果が登記簿や公団に登記できない土地がところどころにあります。

それではせつかくの国土

調査が生かされず、みなさ

んの期待にそむくことにもなりますから、当法務局支

局では、その部分を改めて

調査し、正確な公団とする

ために七月から十二月まで

の間、現地におじやまする

予定であります。

その際は、土地の所有者

の方をはじめ、居住者のみ

の間、現地におじやまする

ため、その間に、国土調査

の成果にそわない土地の分

立することにしています。

なさんにも、なにかとお手数、御めいわくをかけることと思いますが、みんなさんの御協力がないと、りっぱな成果を得ることができません。

本作業の趣旨を御理解い

ただき現地におじやました

ときは、よろしく御協力くださるようお願いいたします。

なお、該当する土地の所

有者、関係者の方がたにはあらためて文書をさしあげます。

（福島地方法務局白河支局）

ら取締る側に立場を替えて皆んなで勉強しましょう」ということで村の全世帯から必ず一名参加して「一日交通指導員」になっていた

交通指導員になっていた

度違反百八十七人、飲酒運

転四十一人、その他の違反

を合わせると四百五十人を

かぞえ、村民二十五・八人

に一人の割合でなんらかの

交通事故を犯して

いることになります。

そこで村では行政区長、

交通安全協会分会長、

交通指導員、

交通婦人会と白河警察署などの協力を得て、あなたもわなしも交通指導員の標語のもとに村民総ぐるみ交通安全運動を展開しました。この期間中、交通安全部門に取締られる側

県内ドライバー 署名運動展開 六十二万人の 実践事項

わたくしたちの福島県から交通事故をなくすため、次のことを行ないます。

一、私は、酒飲み運転を絶対にしません。

一、私は、子ども老人をみたら一時停止するか、

一、私は、スピードをひかるかして、こどもと老人を守ります。

（福島県交通対策協議会）

農業者年金加入の皆様へ

西郷村農業者年金協議会設立について

農業者年金制度が発足して本年で5年に入り、いよいよ農業経営移譲年金の支給がなされることになりましたが、まだまだ制度の内容が農業者の実態に沿わない問題がありますので、全国の市町村が団結して協議会を結成し、政府に制度改革の運動を推進し、農業者の老後の生活安定をはかるため、我が西郷村に於ても4月22日、農業者年金協議会を結成いたしましたので農業者年金加入者は全員加入されますよう近日中に下記の役員が加入について相談に参上いたすことになりますので、よろしくお願いいたします。

記

西郷村農業者年金協議会役員名簿

会長	(長坂) 鈴木 平作	監理	(原中) 真船 高橋 和知	正吉	辰達 善洋
副会長	(谷仁) 安藤 清	事務官	(一ノ) 高橋 和知	辰達 善洋	重雄
長事	(倉義) 仁平	事務官	(又野) 白佐 藤仁	英作	重雄
副事	(大佐) 佐藤 秀雄	事務官	(柏虫) 佐藤 仁平	辰達 善洋	重雄
監理	(太小) 小針 敏孝	事務官	(野原) 原田 小林	英作	重雄
	(太和) 和知恵二郎	事務官	(追口) 上原 原田	辰達 善洋	重雄
	(太添) 添田 恭弘	事務官	(下折山) 下原 原田	英作	重雄
	(太真) 真船 富永	事務官	(口上) 上原 原田	辰達 善洋	重雄
	(原高) 高崎 芳雄	事務官	(新山) 新田 小林	英作	重雄
	(川金) 金沢宗一郎	事務官	(山下) 下原 原田	辰達 善洋	重雄
		記	(芝原) 原田 小林	英作	重雄

（西郷村農業委員会）

国保税条例一部改正

毎年増え続ける医療費に対処

去る六月二十五日より開かれた第二回定例村議会に國保税条例の一項改正案が上提され、原案通り可決、決定されました。

区分	所得割	改正後の税率	改正前の税率
資産割	百分の三・三四	百分の三・八五	
均等割	百分の三九・六五	百分の五一・六八	
平等割	一人当り七〇四五円	一人当り六、二七六円	
	一世帯当り 六六〇円	一世帯当り 七、〇三七円	

税率新旧对象表（表一）

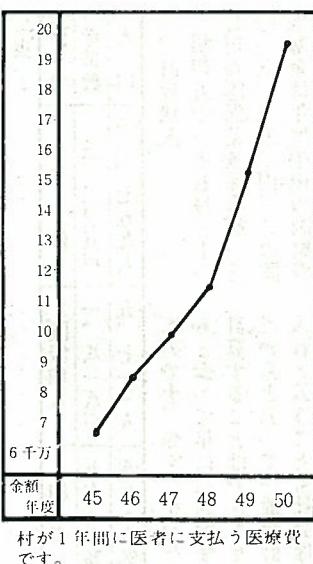
◇改正された税率は表一の
とおりです。
課税額で約九%の増税に
なります。
限度額が十二万円から十五
万円に引き上げられたため
の改正です。

があると云われています。医療費の値上がりがあれば当然この自然増の上に乗つかつて増えるわけです。

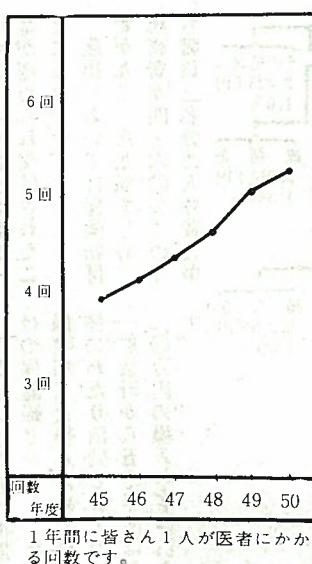
二八・六%の伸びを老人と老人以外に分けると老人医療で六・三%，老人以外で実際に二三・三%も伸びて ます。年令的に五十才～六十才代にかけて成人病の疾患が多くガン等の特殊疾病が増えているようです。

The graph illustrates the ratio of medical expenses to outpatient visits in Japan for the years 1945 and 1946. The vertical axis represents the ratio, ranging from 3 million to 14. The horizontal axis shows the years 1945 and 1946. Two data series are plotted: '入院外' (Outpatient) and '入院' (Inpatient). The outpatient ratio increased from approximately 5.5 in 1945 to about 11 in 1946. The inpatient ratio decreased from approximately 4.5 in 1945 to about 3.5 in 1946.

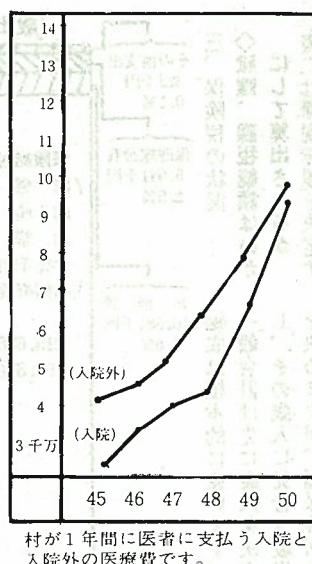
年	入院外	入院
1945	5.5	4.5
1946	11.0	3.5



医療費の推移（図一）



受診率の推移（図二）



村が1年間に医者に支払う入院と入院外の医療費です。

昭和四十七年度までは標準割合（所得割四〇%、資産割一〇%、人員割三五%、世帯数一五%）で課税していましたが、昭和四十八年度から五十年度までの三ヶ年間は、譲渡所得が多く所得の状態が異状だったので、全体の均衡を保つため所得割五〇%、資産割一〇%、人員割三〇%、世帯割一〇%と割合を少し変えて課税してきました。五十一年度においては、所得の状態が大も毎年一二・三%は伸びて、医療費は値上げがなくとも、国保税はなぜ上げなければならないか

◇国保税はなぜ上げなければなりません。

国保税の引き上げは医療費の増加と密接な関係があります。国保税特別会計の歳出総額の九〇%以上は医療費でしめており、医療費の増加がそのまま国保税の増税につながるわけです。

図二は入院と入院外の医療費の推移ですが、四十八年度までは平均して伸びてきましたが、四十九年度からは入院が急増し五十年度ではほとんど同じ額に伸びてしましました。これにはいろいろの要因があるが、成人病又はガン等で入院される

方が増えていることと、高額療養費支給制度の発足により入院しても個人負担三万円で済むと云うことと、医療機関のサービスもあってその波及が多分に入院医療費を伸ばしているようと思われます。

図四は一件当たりの費用額の推移ですが、これは一人が一回医者にかかりた場合の医療費で、四十五年まで三、八二二円だったものが、五十年度では九、四一〇円と五ヶ年間で二・五倍近く伸びています。このよ

うに増えるのは自然増と医療費の値上げ、それに受診率の増加つまりみなさんがある程度かかる回数が多くなつてきていること等いろいろの要因が重つてぐんぐん医療費を伸ばしています。

ります。これは自然増と云われ医療技術の進歩等により増える分と個人負担が三割だと云うことから医者にかららなくとも心配ないことにまで医療費を使い、つまり医療費の無駄使いの分たが、四十九年度は二度にわたる医療費の値上げで一気に三七・四%と急上昇し五十年度においては、医療費の値上げがなかつたにもかかわらず二八・六%の伸びをしめしました。

The graph illustrates the rapid increase in medical expenses over a decade. The Y-axis represents the amount of money, and the X-axis represents the year. Two lines are plotted: one for hospitalization expenses (入院費) and one for outpatient expenses (外来費). Both lines show a steep upward slope, with outpatient expenses rising more sharply than hospital expenses after 1955.

年	入院費 (円)	外来費 (円)
1950	100	100
1951	110	110
1952	120	120
1953	130	130
1954	140	140
1955	150	150
1956	160	180
1957	170	200
1958	180	220
1959	190	240
1960	200	260

の国庫支出金、繰入金、滞納額、越徴収見込額、繰越金その他の収入を差引いた残りを国保税として課税するわけです。

(表3)

現年度予算額=支出総額 - (国庫支出金 + 国庫支出金以外の収入)

92,708千円 286,712千円 184,415千円 9,589千円

$$\text{課税総額} = (\text{現年度予算額} + \text{減税交付金} + \frac{\text{擬制世帯} + \text{限度額を超える}}{\text{軽減分} + \text{世帯の超過相当額}}) \times \frac{100}{98} (\text{収納率見込})$$

117,955千円 92,708千円 9,993千円 4,298千円 8,596千円

(表4) 税率の決定(四方式)

区分 割合	税率算定の基礎となつた数		税率 A/B
	保険税所要額(A)	課税標準額(B)	
所得割 40%	47,182,000円	村民税課税標準総所得金額より 19万円を差引いた額 1,412,904,000円	3.34 100
資産割 10%	11,795,500円	51年度固定資産税額 29,750,300円	39.65 100
被保険者均等割 (人員割) 35%	41,284,250円	被保険者数 5,853人	1人当たり 7,054人
世帯均等割 (戸数割) 35%	17,693,250円	世帯数 1,843戸	1戸当たり 9,600円
100%	117,955,000円		—

◇国保税率はいかにして
算出されるか
表四でおわかりのように
所得割の場合、課税総額へ
三七・五五千円)に対し四〇%
を乗じて所得割所要額(四、

八千円)を算出し、その額
を村民税課税総所得金額で
除して百分の三・三四の税
率を算出します。資産割以
下同じようにして算出され
ます。

◇低所得者に対する税の輕
減について
課税総所得金額が一九万
円以下である場合、均等割
及び平等割が前年度の均等
割及び平等割の一〇分の六

が輕減されます。又家族数
(世帯主を除く)に十四万
円を乗じた金額に一九万円
を加算し、その金額がその
世帯の課税総所得金額を上
回る場合にも一〇分の四が
輕減されます。

この輕減に該当する世帯
数は昨年は七一四世帯、本
年度は七九一世帯で九・九
三千円が輕減されます。
これは全額国庫補助金とし
て交付されます。

◇収納状況
表五は収納の状況ですが
国保税納付組合が結成され
ている世帯については、收
納率九九・七%と百%まで

受けるのですから毎月納期
内に納入するよう特にお願
いします。

思いますが、給付と同じく
税は人員割があるので逆に
高くなるので容易でないと
思います。しかし、給付を同じく
受けられるのですから毎月納期
内に納入するよう特にお願
いします。

以上給付は国保税加入者全
部に適用される同等の権利
ですが、給付の裏付けであ
る国保税も又全世帯主に課
せられる義務ですので、國
保事業が円滑に運営される
よう御協力をお願いします。

◇国保から受ける給付は次
のようになつています。
妊産婦(妊娠五ヶ月以上出
生の月まで)
一般
乳児(一才未満)
医療費の二〇割
自己負担三万
高額療養費
育児手当金
助産費
葬祭費
五千円
四万円

年度	調定額		収入額
	未収額	額	
五〇	八五、四八六、九八〇円	六二、九六三、五八〇円	六一、七一六、三四〇円
四九	一、七七九、三六〇円	八三、七〇七、六二〇円	四一、五八七円
四八	九〇九〇円	一一九〇円	一一九〇円

(表五)

文化戦

戌辰戦争秘話

森要藏死す

想い出が消え去るまでそういたした時間は要らない。時は去り行く人々の後姿を記憶の片隅に追いやり、そしてついには忘却が訪れる。

大竜寺墓地のうつそうとした杉林の一角に苔むし雜草に囲まれて立つ小さな個性のない墓石がある。風化し始めて無名碑ならんとしている石には「会津十三名・保科旧臣五名」の文字がかすかに読める。墓末の悲運の剣士森要藏らの供養碑であることに気付くまで多少の時間がかかる。……

要藏はお玉ヶ池大千葉道場の塾頭格で、千葉四天王の一人に数えられる北辰一刀流の名人であった。彼は屈強なだけであったが奥の武士らしくあくまでも外貌は柔軟で礼儀正しい人であつたという。

安政五年秋、風雲告げる時代、アサリ河岸の桃井春藏道場に当時の有名剣客が集いわざと力が競われた。この大試合の決戦は幕末の

洋軍備に戦国時代のままの東北軍は到底たちうちできなかつた。

この日の戦いは白河口最後の戦いであった。所々に硝煙が風にゆらぐころ、そこにこの親子の死がいが見出せた。

この日の戦いの情景を、竜馬がゆく（立志編）の中で司馬遼太郎は次のよう

に書いている。

『雷神山の会津勢も、ものはやこれまでと思つたのだ

敗れている。二人は大千葉

・小千葉のちがいはあれ同門でこの時雌雄を決したもの互に好感を持ち合つた

という。後に京で勤皇・佐幕に分かれ敵対するとは思

いもよらなかつたであろう。

この時、要藏は利發そうな

かすかに読める。墓末の悲運の剣士森要藏らの供養碑であることに気付くまで多少の時間がかかる。……

要藏は、後年の森要藏と

一

西郷の中世武士(1)

西郷村の中世武士

白河の西方、那須のふもとに山里の一群がある。中世、この村々を根拠に勢をほこつた幾人かの武士がいた。

『白河風土記』古事考はじめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治四年七月一日、白河城をめ来た。名を虎尾（又は寅雄）

という。

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

この日から十年後、明治

親子は官軍の真直中に斬

りこむと、まるで舞踊のよ

うに美しい剣技をみせたと

いう。

西郷村の中世武士

は

じめ、中世武士の存在は

かねてから伝承としてはあつたものの、決して信憑性のあるものではなく、年代をはじめ大半の事象は不可解のベールの中におおわれていた。

その中には極めて古い時

代、諸方よりこの原野に到

り、父が救つた。形影相寄

り、相たすけつ戦うがじめた要藏（五十数才）の

父が危くなると、少年が

駆けより、少年が危くなる

粉れて成人した虎尾（十四、五才）と白髪の目立ちは

郷土史コ一ナ一

西郷村史

第12回

土師器と須恵器

古墳時代には二種の焼物が作られた。土師器と須恵器である。

土師器は通常内黒と呼ばれるもので、弥生式土器の系統をひくものである。須恵器は五世紀ごろ朝鮮から伝えられた技術によつて生産されたもので、この時からはじめて土器が窯で焼かれるようになつた。

須恵器は陶器の一種で、土師器、他の焼き物に比べて温度が高く、陶土内に含まられる石英質のものが溶解して、灰色のガラス質の光沢を持つ。

須恵器は朝鮮の工人、陶部（すえづくりべ）の手で作められたもので、画一性に富み、硬質で、ろくろを使つていてるために形がととのつており、切り放しの部分に、糸、ヘラのあとが残っている。（ろくろは、土師器の時代から使われるようになつた。）

西郷村に古墳時代の遺跡は前記のように非常に希である。

	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	遺跡名
関	火打山	柿の木下	上羽	茅窪	牛窪	中	原	銅屋	向	舞	舞	作	田
根	熊倉	羽太	羽太	羽太	羽太	原	原	沢	原	原	原	原	大字

◎須恵器出土地

した遺跡はこうした時代からの開発を示しており、歴史の古さと、西郷村の前史時代の一時期の様相をうかがわせている。尚、昭和四十七年の発掘で、ト石と直刃が出土地したことも付け加えておく。これはいつのものかは不明だが、かなり早い時期に支配者が存在していたことを示しているのかかもしれない。

（つづく）

金華駅には、鉛石（蛍石）を積んだ貨車を二、三輛、機関車の前方に連結して、警戒と運送に備える列車が止まつていた。乗り込

んだ私たちは、おおよそ車の客席を占める数であつた。誰もが久し振りで汽車に乗るのだから、落ちつきのない様子で適宜に席を取り

んだ私たち、おおよそ車の客席を占める数であつた。誰もが久し振りで汽車に乗るのだから、落ちつきのない様子で適宜に席を取り

いた。乗車した。車が動き出した。しばらくたつと、全華の集落は除々に遠くなつて、土色の屋並と四圍の風景が解け合つごとく、視界から消えてゆく。

「さらば金華よ、またくるまでは、しばしだれの、

から早めに隊へ帰る古兵たちは、老酒（ラオチュー）など買ひ込んできて、竹の籠で被われている素焼きの大きな大きい壺（つぼ）の口をひらき、サイダー一瓶な

どに小分けをして酒盛りを

することになつていて、

表だつてはできないことで、あつたが、それは臨機応変で、大袈裟でなければ、前線警備隊の内務班だから多少の黙認があつたようである。こういう席に私も招き寄せられることがあつた。

寝床を接し、起居を共にし

として取り扱かれてきた作田、舞台、中原、向原、中南などの米地区の一連

古墳時代は交易圈の拡大による生産技術の発達によ

り、めざましい時代となつた。

西郷村に古墳時代の遺跡は前記のように非常に希である。

遺跡発見以来、米村遺跡として取り扱かれてきた

江平野を北に向かつていた。

その後、錢塘江を渡り、

茫洋と広がる水田地帯の浙

江平野を北に向かつていた。

私たち上海駅に着いた。

薄暗いホームに降りた一行

は、待ついたらしく軍用

トラックに乗る。身動きも

できない立ちん坊になつて

暗い道を運ばれるのであつたが、頬に当たる風だけが

生きている心地を体に沁み

とおらせてくれた。

星明りの空を区切つて、

灯火が見えない黒い建物の

ある場所に私たち降り立つた。「これが病院か！」

と、思うと、目隠しをされ

ているようで国際都市上海に着いた実感が湧いた。

深夜、割り当てられた病室に私たち入つたが、満員

の患者の中に割込みを余儀なくされるありさまであつた。窓に暗幕が張られた灯

火管制下の室内は、むつと

する人いきれで、しばらく

すると、汗で体と病衣が粘つくなつてしまふ。

以下次号に続く

